

各 県 立 学 校 長 殿

沖 縄 県 教 育 委 員 会
教 育 長 金 城 弘 昌
(公 印 省 略)

県 立 学 校 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 の た め の
分 散 登 校 に つ い て (通 知)

本 県 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 は オ ミ ク ロ ン 株 に 置 き 換 わ り、こ れ ま で に な い 爆 発 的 な 感 染 拡 大 が 見 ら れ る こ と か ら、新 学 期 始 業 に あ た り、児 童 生 徒 等 の 感 染 を 防 ぐ た め、分 散 登 校 を 実 施 い た し ま す。ま た、学 校 等 の 感 染 状 況 に 応 じ、学 級 閉 鎖、学 年 閉 鎖、臨 時 休 校 を 実 施 い た し ま す の で、下 記 の と お り 対 応 く ද さ い ま す よ う お 願 い い た し ま す。一 部 地 域 等 の 臨 時 休 校 を 実 施 す る 場 合 は、改 め て 通 知 い た し ま す。

つ い て は 職 員、児 童 生 徒、保 護 者 へ 周 知 の 上、対 応 を お 願 い し ま す。

な お、今 後 の 感 染 状 況 に よ り 対 応 を 変 更 す る 場 合 は 別 途 通 知 い た し ま す。

記

1 期 間

分 散 登 校 の 期 間 は、1 月 7 日 (金) か ら 当 面 の 間 と す る。

2 対 象 校 等

原 則、全 県 立 学 校 と す る。

た だ し、地 域 の 感 染 状 況 や 学 校 の 実 情 を 踏 ま え、通 常 登 校 を 可 と す る。

3 実 施 方 法 等

(1) 実 施 方 法

① 原 則、全 学 年 分 散 登 校 と し、時 差 登 校 と の 組 み 合 わ せ も 可 と す る。

② 特 別 支 援 学 校 に つ い て は、校 種 (教 育 部 門)、規 模 等、幼 児 児 童 生 徒 の 実 情 に 応 じ た 対 策 を 適 切 に 行 う 必 要 が あ る た め、学 校 毎 に 判 断 す る こ と。

(2) 学 び の 保 障

① 分 散 登 校 に よ り 登 校 し な い 日 の 自 宅 学 習 に つ い て は、オ ン ラ イ ン 等 に よ る 学 習 支 援 を 行 う こ と。

② 濃 厚 接 触 者 や 感 染 不 安 な ど、や む を 得 ず 登 校 で き な い 児 童 生 徒 に 対 し て も オ ン ラ イ ン 等 に よ る 学 習 支 援 に 努 め る こ と。

(3) 感 染 不 安 に よ り 登 校 出 来 な い 児 童 生 徒 へ の 対 応

感 染 不 安 に よ り、児 童 生 徒 や 保 護 者 か ら 登 校 し な い 旨 の 申 し 出 が あ っ た 場 合、欠 席 と せ ず、出 席 停 止 の 扱 い に す る な ど、進 級 ・ 進 学 等 に 不 利 益 が 生 じ な い よ う、柔 軟 に 対 応 す る こ と。

4 感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても換気が必要であり、30分に1回以上窓を開けて換気を行うこと。また、屋外においても十分な感染症対策を講じること。

(2) 健康観察の徹底

①児童生徒等、教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養とし、登校・出勤させないよう指導を徹底すること。

②家族、友人等が感染し、濃厚接触の疑いがある場合は、保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても登校を控えるよう指導すること。

(3) 給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

5 学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校の目安

学校において児童生徒等に感染者が発生した場合、学級閉鎖等については県教育庁保健体育課と協議すること。

(1) 学級閉鎖

学校において児童生徒等に感染者が発生し、その感染者が感染可能期間に登校していた場合、学級閉鎖を実施する。

(2) 学年閉鎖

学年で複数の学級閉鎖が発生した場合は、学年閉鎖を検討する。

(3) 臨時休校

複数の学年閉鎖が発生した場合は、臨時休校を検討する。

(4) 一部地域等の臨時休校

地域や学校の感染拡大状況により、県教育委員会で判断する。

6 教育活動上の対応

(1) 宿泊を伴う教育活動や校外での教育活動等

宿泊や島外との往來を伴う教育活動は中止または延期とする。また、県内における校外での教育活動については延期または縮小すること。

(2) 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動については『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2021.11.22、Ver.7)』（別添）を遵守すること。

(3) 学校行事等

校内での学校行事等のうち、人の密集が過度になるリスクが高い行事については中止または開催方法を検討すること。

(4) 部活動等

分散登校の期間、部活動は原則休止とする。

(令和4年1月6日付け教保第1566号通知参照)

7 学寮等の感染症対策

- (1) 学寮内での感染はクラスターとなる恐れがあるため、入寮前の健康観察（PCR検査等の推奨）や感染症対策をさらに徹底すること。
- (2) 週末、連休等の自宅等への帰省は控えさせ、その際は保護者の了解を得ること。

8 その他

- (1) 分散登校により登校しない日の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも、その旨協力を依頼すること。
- (2) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

【本件担当】

- 感染症対策全般、学級閉鎖等、運動部活動、学校給食に関すること
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 FAX 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 FAX 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 FAX 098-866-2750
- 文化部活動に関すること
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 FAX 098-866-4350

各県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 諸見 友重
(公印省略)

沖縄県対処方針（警戒レベル2）変更に伴う「1月6日～当面の間」
における部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、「オミクロン株」による感染が急拡大する中、沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において警戒レベルが2に引き上げられました。また、今後「まん延防止等重点措置」の適用も検討されております。
つきましては、「1月6日～当面の間」の県立学校の部活動については、下記のとおりとするとともに、令和3年11月25日付け、教保第1362号は廃止します。
なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

【全県立学校】

- 1月6日（木）から当面の間の部活動については、原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。
 - (1)九州・全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、練習することができる。
 - (2)地区・県大会を控えるチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
 - (3)上記(1)(2)において練習が許可された場合、平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内、必要最小限の人数での練習とする。また、分散登校により登校しない学年等の部活動については行わないこと。（部活動のために、登校することがないようにすること）さらに、学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。

※練習や大会参加にあたり、学校長は下記の点を事前に御指導ください。
・体調不良の生徒は、練習や大会参加を控えること。
・ワクチン接種を希望する生徒には、集団接種会場等を周知すること。
・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。
・練習や大会で、体調に異変を感じる者が出た場合、抗原簡易キット（教保第1010号手引き参照）を活用する等、感染症対策に努めること。
※大会開催にあたり、県高体連、県高野連、県高文連、県各競技団体等には、これまでの感染症対策の経験則の上に、更なる厳格な感染症防止対策を講じるようお願いしております。
 - 2 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。
※県外大会へ参加する際は、出発前にPCR検査等を受検すること。（ワクチン接種2回終了している場合はその限りではない）また、帰沖後は健康観察と感染防止対策を徹底し、万が体調不良を感じた際は速やかにPCR等検査を受検すること。
 - 3 当面の間、県内外での練習試合や合同練習は行わないこと。
 - 4 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と県教育委員会で協議すること。
- ※ 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
※ 合同部活動（複数の生徒が拠点校に部活動に参加）の実施については、各学校において慎重に検討すること。
※ 一般無料PCR検査については、令和4年1月5日付教保第1548号を御確認ください。

【添付資料】 別紙

問合せ先
運動部活動：県教育庁保健体育課 担当：健康体育班 城田 亮
TEL：866-2726 FAX：862-0472
文化部活動：県教育庁文化財課 担当：管理班 喜屋武 浩
TEL：866-2731 FAX：867-4350